

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
92	年金生活者支援給付金に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡崎市は、年金生活者支援給付金に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

岡崎市長

## 公表日

令和5年4月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	年金生活者支援給付金に関する事務
②事務の概要	<p>年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)等に基づき、年金生活者支援給付金に関する事務を行う。 この制度は、消費税増税に合わせて、年金(老齢、遺族、障がい)生活者で、一定の水準以下の所得のものに対して、支援金を給付するものである。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に伴い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>①支給対象候補者(年金の裁定請求書を市町村が受理する、基礎年金受給者に限る)からの申請に関して、申請書を受理し、日本年金機構に進達する。 ②年金生活者支援給付金既受給者及び受給候補者のリストが、日本年金機構より、国保連合会を通じて電子データで送られてくるので、所得情報を付加して、日本年金機構へ、国保連合会を通じて送り返す。 (やり取りに使用する回線は、国保連合会と市町村を結ぶ専用回線、使用するソフトは、国保連合会の伝送通信ソフト) その後、日本年金機構にて審査、決定、給付事務を行い、支給決定者への通知は日本年金機構により行われる。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"><li>・国民年金システム</li><li>・データ連携基盤(庁内連携システム)</li><li>・伝送通信ソフト(国保連合会へのデータ伝送)</li><li>・住民記録システム(既存住民基本台帳システム)</li></ul>
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金年金生活者支援給付金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表第1の95の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	岡崎市福祉部国保年金課 〒444-8601愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市福祉部国保年金課 0564-23-6431
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	岡崎市福祉部国保年金課 〒444-8601愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市福祉部国保年金課 0564-23-6431

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月20日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月20日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月30日	全般	「番号法」	「番号利用法」	事後	法改正に伴う略称の変更のため
平成29年3月30日	評価書番号	36	92	事後	記載誤り
平成29年3月30日	Ⅱしきい値判断項目 1および2 「いつの時点の計数か」	平成27年3月31日	平成29年2月9日	事後	時点を見直したため
平成30年3月23日	I-5-②所属長	都築 忠義	富安 秀法	事後	人事異動のため
平成30年3月23日	Ⅱしきい値判断項目 1および2 「いつの時点の計数か」	平成29年2月9日	平成29年11月1日	事後	時点を見直したため
平成30年3月23日	I-3 法令上の根拠		番号利用法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第68条の2	事後	主務省令が追加されたため
平成31年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	富安 秀法	国保年金課長	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策 1.提出する特定個人情報保護評価書の種類	-	基礎項目評価	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策 3.特定個人情報の使用目的を超えた紐づけ、事務に必要な情報との紐づけが行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策 3.特定個人情報の使用権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続	-	接続しない(入手)・接続しない(提供)	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策 8.監査	-	自己点検、内部監査	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策 9.従業者に対する教育・啓発	-	十分に行っている	事後	
令和2年10月1日	I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	・住民基本台帳ネットワークシステム	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和2年10月1日	Ⅱしきい値判断項目 1および2 「いつの時点の計数か」	平成31年1月21日 時点	令和2年2月21日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和4年4月1日	I-3 法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項 別表第1の95の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第68条の2	番号利用法第9条第1項 別表第1の95の項	事後	
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1および2 「いつの時点の計数か」	令和2年2月21日 時点	令和4年1月12日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	I 関連情報 1 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	①支給対象候補者(年金の裁定請求書を市町村が受理する、基礎年金受給者に限る)からの申請に関して、申請書を受理し、所得情報を付加して、日本年金機構に進達する。	①支給対象候補者(年金の裁定請求書を市町村が受理する、基礎年金受給者に限る)からの申請に関して、申請書を受理し、日本年金機構に進達する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和5年4月1日	I 関連情報 1 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	②年金生活者支援給付金受給候補者のリストが、日本年金機構より、国保連合会を通じて電子データで送られてくるので、所得情報を付加して、日本年金機構へ、国保連合会を通じて送り返す。 (やり取りに使用する回線は、国保連合会と市町村を結ぶ専用回線、使用するソフトは、国保連合会の伝送通信ソフト) その後、日本年金機構にて審査、決定、給付事務を行い、市町村には支給決定者の一覧が紙媒体にて送られてくるため、保管しておく。支給決定者への通知は日本年金機構により行われる。	②年金生活者支援給付金既受給者及び受給候補者のリストが、日本年金機構より、国保連合会を通じて電子データで送られてくるので、所得情報を付加して、日本年金機構へ、国保連合会を通じて送り返す。 (やり取りに使用する回線は、国保連合会と市町村を結ぶ専用回線、使用するソフトは、国保連合会の伝送通信ソフト) その後、日本年金機構にて審査、決定、給付事務を行い、支給決定者への通知は日本年金機構により行われる。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1 および2 「いつの時点の計数か」	令和4年1月12日 時点	令和5年1月20日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない。